

## 「新ガイドライン」「周辺事態措置法案」等に反対する決議

数千万人に及ぶ人々が犠牲となった十五年戦争終結からすでに半世紀以上が過ぎ、戦後世代が半数を越え戦争の記憶も風化しつつある。そのような中で真摯な反省もなく改憲の論議や教科書から「従軍慰安婦」など戦争中の非人道的行為の記述の削除を求める動きが活発となってきている。

対米従属の日米安保条約の危険性については指摘するまでもないが、1997年には、現行の日米安保条約の実質的な改悪といえる、「新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）」が、国会の審議を全くせず日米政府間で合意された。このこと自体が国民を無視した許しがたい暴挙である。また、橋本内閣はその具体化として1998年4月に、「周辺事態措置法案」をはじめとする3つの関連法案・協定（以下、関連三法案）を閣議決定し、国会に提出した。現行安保条約では、その範囲を極東に限定しているが、「新ガイドライン」は、その範囲を「周辺」という言葉に置き換え、それは地理的概念ではないというのが政府の見解である。このことは、実質的には条約の適用範囲を広げることに他ならない。

また、日本の平和と安全に重要な影響を与える「事態」によって自衛隊が出動し、自治体や民間の協力を得る場合でも、その判断は日本政府ではなくアメリカによっておこなわれ、国会には事後承諾だけで済ませるようになっている。これらは、アメリカの戦争に日本が自動的に参戦する有事法そのものである。

戦後制定された日本国憲法では、憲法前文や第九条で、恒久平和・戦争放棄を世界に向かって誓っている。「新ガイドライン」および関連三法案は、後方支援という名で、日本が憲法の精神に反して戦争に協力し、日本国民を戦争に巻き込むものであり、断じて容認できるものではない。

われわれ地学団体研究会は、1947年の創立にあたり、一部の地球科学者がすすんで戦争に協力し、また、多くの地球科学者が戦争に協力させられた歴史を重く受けとめ、科学・技術の戦争目的への使用の否定を規約にうたい、今日まで「平和のための科学」をスローガンに掲げ、創造・普及・条件づくりの三位一体の科学運動をすすめてきた。また、1987年には地団研平和宣言を採択し、平和への誓いを新たにしたところである。われわれは、地学団体研究会の創立時の理念を改めて確認するとともに、平和・民主主義をおびやかす、「新ガイドライン」および「周辺事態措置法案」等に強く反対する。

以上 決議する

1998年8月1日

地学団体研究会第52回総会